

大規模災害時における道路の通行に支障となる 電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、美深町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）間において 2021 年 12 月 23 日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第 10 条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第 1 条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業（以下「電力設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域のほか、町道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

（対象作業）

第 2 条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2. 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第 3 条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第 4 条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第 5 条 乙又は丙は、第 2 条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2. 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めるときは、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2. 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3. 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実には被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

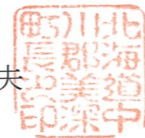
第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月23日

甲 美深町長

山口 信夫



乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長

鹿内 公明



丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長

片山 幸一



美深町長 様

北海道電力株式会社 総務部長
北海道電力ネットワーク株式会社 旭川支店長



大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書

「大規模災害時における樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する細目協定」第3条及び「大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり停電復旧作業の支援を要請します。

記

被災の状況 (対象作業)	・停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業 ・道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業 (対象を○で囲む) ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所 (住所)	※別途地図を添付する。
作業 内容	(例) 電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望 日時	年 月 日 (曜日)、 時 分
現地連絡 責任者	事業所名： 氏 名： 携帯電話：
その他 必要事項	

